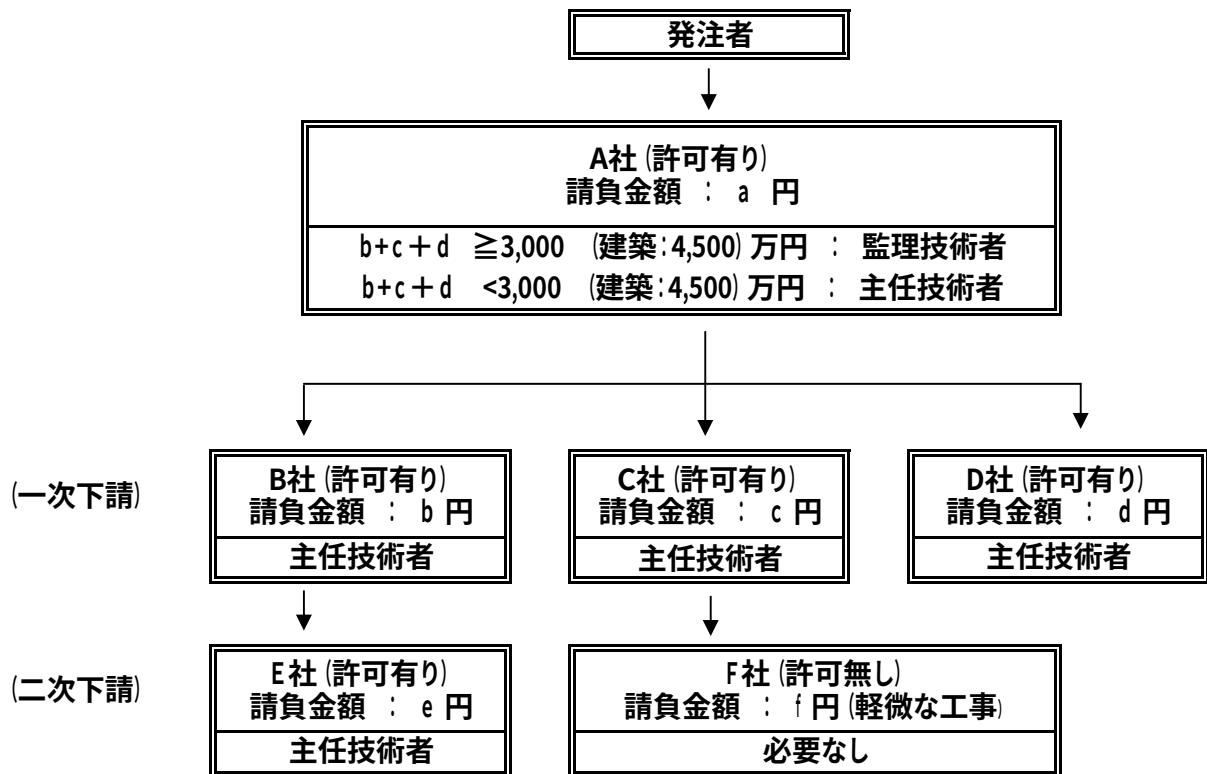


参 考 資 料

技術者の設置事例



1 元請 A社

- (1) 下請金額の合計 ($b + c + d$) が3,000万円以上 (建築一式工事 4,500万円以上) のとき
 - ・ 特定建設業の許可必要
 - ・ 監理技術者を置かなければならない
- (2) 下請金額の合計 ($b + c + d$) が3,000万円未満 (建築一式工事 4,500万円未満) のとき
 - ・ 一般建設業の許可でよい
 - ・ 主任技術者を置けばよい

2 下請 B、C、D、E 社

- (1) 建設業の許可を受けている業者であれば、全て主任技術者を置かなければならない
- (2) b 、 c 、 d 、 e がそれぞれ500万円未満 (建築一式工事は1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事) でも、建設業の許可を受けていれば主任技術者を置かなければならない
- (3) b 、 c 、 d 、 e がそれぞれ3,000万円以上 (建築一式工事は4,500万円以上) でも、発注者から直接工事を請負っていないので、特定建設業者であっても、監理技術者を置く必要は無く、主任技術者を置くことになる

3 F社

- (1) 軽微な工事のみを行い、建設業の許可を受けずに建設業を営んでいる者は、主任技術者を置く必要がない
- (2) 建設業の許可を受けていない業者は、500万円以上 (建築一式工事 1,500万円以上) の工事を

監理技術者資格者証

(表面)

53.92ミリメートル以上 54.03ミリメートル以下	氏名		生年月日		年	月	日
	住所						
	写真	本籍		交付年月日	年	月	日
		交付番号	第		号		
		監理技術者資格者証 年 月 日 建設大臣 指定資格者証交付機関代表者 まで有効 印					
所属建設業者		許可番号					
有する資格							
建設業の種類		土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防機内絶通園井具水消清					
有・無							

←

 85.47ミリメートル以上
 85.72ミリメートル以下

→

(裏面)

備考	
-----------	--

(注) 裏面上部に磁気ストライプを貼り付ける。

建退共加入シール

この工事の元請事業主は
建退共に参加しています

工事名

発注者名

事業所名

契約者番号

この工事現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに

勤労者退職金共済機構

建退共 岩手県支部

〒020-0873 盛岡市松尾町 17-9 TEL 019-622-4536

関 係 法 令 等 一 覧 表

確認項目	建設業法	適正化法	工事共通仕様書	工事請負 契約書
施工体制の 点検		第14条 各地方公共団体の長は、工事現場の施工体制を適正なものとするため、点検その他必要な措置を講じなければならない		
①監理技術者 資格者証	第26条第2項 下請負金額が政令で定める金額以上になる場合は、監理技術者を置かなければならない 第26条第4項 監理技術者は資格者証の交付を受けている者から選任しなければならない			第10条 資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を定めなければならない
②監理技術者 の同一性	第26条第5項 監理技術者は発注者から請求があったときは、資格証を提示しなければならない 第27条の18 国土交通大臣は監理技術者資格を有する者の申請により監理技術者資格者証を交付する			
③監理技術者 等の専任	第26条第3項 政令で定めるものについては、工事現場毎に専任のものでなければならない			
④施工体制 台帳	第24条の7第1項 作成し、現場毎に設置しなければならない 第24条の7第3項 発注者から請求があったときは、閲覧に供さなければならない。	第13条第1項 受注者は作成した台帳の写しを発注者に提出しなければならない 第13条第2項 受注者は、発注者から工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかの点検を求められたときは、これを拒んではならない	1-1-13 請負者は施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに監督職員に提出しなければならない	
⑤施工体系図	第24条の7第4項 作成し、見やすい場所に掲げなければならない	第13条第3項 建設業法で規定する「見やすい場所」とは、工事関係者及び公衆が見やすい場所とする	1-1-13 施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲示するとともに監督職員に提出しなければならない	

確認項目	建設業法	適正化法	工事共通仕様書	労働者災害補償 保険法施行規則
⑥一括下請負 の禁止	第22条第1項 一括して他人に請け負わせてはならない 第22条第3項 前二項の規定は、あらかじめ発注者による承諾を得た場合は適用しない	第12条 公共工事においては 建設業法第22条第3 項の規定は適用しない		
⑦建設業許可 を示す標識 の把握	第40条 工事現場毎に公衆の見やすい場所に 標識を掲げなければならない			
⑧工事カルテ の登録の把握			1-1-7 2,500万円以上の工事 について登録するとともに、 写しを監督職員に提出しなければならない	
⑨建設業退職 金共済組合 に関する掲 示の把握			1-1-46 共済組合に加入し、掛金 収納書を契約締結後1ヶ月 以内及び工事完成時に提出 しなければならない	
⑩労働者災害 補償保険法 に関する掲 示の把握			1-1-46 雇用の形態に応じ、雇用 者を被保険者として加入し なければならない	第49条 事業主は労災保険に関する法例の うち、労働者に関係のある規定等を 常時、事業場の見やすい場所に掲示 し、労働者に周知させなければならない
⑪その他	第28条1項3号 都道府県知事は、建設業者がこの法律 に違反した場合には必要な指示をする ことができる			